

令和 4 年 2 月の市民の声（全 9 通のうち 8 通）

◇ふれあいの場を作っていたきたい

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市は毎年人口減少が続き、いかにして転入者を増やすかに苦勞しています。しかし、増やす政策の前に、今住んでいる人を転出させない政策の方が大事だと思います。転出したくなるような街に入ってくる人はいないのではないのでしょうか？それは、市民が常日頃からふれあう場がないからではないのでしょうか？

道の駅に観光客の休憩所がありますが、もっと小規模で、市民が気軽に集まれる施設を行政区ごとに最低 1ヶ所作り、お茶やお菓子を持ち寄り、世間話ができる施設が欲しいです。牧之通りは観光客が来るのですから、道の駅ぐらいの休憩所があってもいいと思います。知人を案内しても、ただ通り過ぎてしまうだけで、お店も少なく、開いている所はさらに少なく、あえて案内しようとは思いません。

空き家情報や賃貸室情報はどのように運営していますか？いつも物件 0 です。空き家を利用して区民のふれあいの場を作ってください。電気、水道、トイレ、テーブル、椅子、そこに自動販売機があるぐらいの場でいいのです。そうすれば自然に食器や棚、本などを持ち寄る人が出てくると思います。

区民が情報を共用し、気軽に声かけができ、助けあって、住んでいてよかったと思える街にしましょう。大規模施設をつくっても、市民があまり使わず、使用率が低く、維持費ばかりかかるような政策は止めましょう。

（令和 4 年 2 月 4 日）

【お返事】

南魚沼市の人口減少対策について、転入者を増やす政策ばかりではなく、今住んでいる人を転出させない政策が大事であるとのご意見は、まさにそのとおりだと思います。

人口減少が進む中、地域の活性化のため、賑わいの拠点となる場の必要性は高まっていくと考えられますが、市としては経費の削減などのため、施設数を減らしていく方針であり、新たな施設の設置は慎重にならざるを得ません。各行政区に設置されている集落センターや地域づくり協議会などは、地域住民の交流の場としての役割を持っていますので、これらの施設を有効に活用していただきたいと考えています。

また、空き家情報については、耐震基準など、一定の条件を満たした物件を登録の対象としており、現在は適した空き家がない状況です。今後の課題として取り組んでまいります。

牧之通りの休憩所につきましては、現在、設置の予定はありませんが、観光交流の拠点として設置されている石打地区の「道の駅ゆきあかり」は、地域住民と観光客との交流の場として機能が向上する可能性があると考えています。今後、よりよい活用について検討していきたいと思えます。

今回いただいたご意見を参考にしながら、市民が住んでいてよかったと思えるようなまちづくりに努めてまいります。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇プレミアム商品券の追加発行を

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市プレミアム商品券の追加発行を希望します。

コロナ過の終息時期が見通せない状況で、地元支援を重視する意味から、プレミアム率を従来より高めた方式での発行が望ましいと考えます。

(令和4年2月5日)

【お返事】

ご意見をいただきましたプレミアム付商品券は、1月31日をもって追加販売を終了しました。現在、再度の追加発行する計画はありません。ご理解いただきますようお願いいたします。

いただきましたご意見も参考にしながら、今後、新型コロナウイルスの感染拡大が与える地域経済への影響を鑑み、必要に応じた地域経済支援策を検討してまいります。

今後も、ご意見ご提案等がございましたら、お気軽にお寄せください。

(担当：商工観光課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇大和病院の院内保育園について

【ご意見・ご提案など】

ゆきぐに大和病院の院内保育園のことですが、時給が1,100円と聞いています。土曜日は多くても園児4~5人です。園児1人につき、保育士2人が毎日です。

民間の保育士は、1人で何人の園児を見ていると思いますか？雇用は6人の交代勤務でしょうが、今まで万が一のことがあったことはないです。もし、あったとしても、経営課がすぐ近くにいます。

新年度から見直す予定はないのでしょうか？税金の無駄遣いだと思います。

(令和4年2月9日)

【お返事】

市立病院では、医療従事者が不足している状況が続いています。

ゆきぐに大和病院の院内保育所である「ゆきんこハウス」は、小さな子どもがいる医療従事者が安心して働けるように設置した認可外保育施設です。この認可外保育施設の保育従事者の配置数については、児童福祉法の認可外保育施設指導監督基準で「保育に従事する者の数は2人を下回ってはならない」と規定されていることから、現在の配置人数が適当であると考えています。

医療従事者確保のため、乳幼児を安全に保育し、医療従事者が安心して働ける職場づくりを目指しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：ゆきぐに大和病院経営課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇5歳以上の新型コロナワクチン接種について

【ご意見・ご提案など】

多くの重篤な副反応者や死亡者が出ている新型コロナワクチンを子供に打つことは、大変危険で、即刻中止すべきだと思われませんが、南魚沼市としては、どうお考えですか？市町村のトップの方の判断次第で、多くの命が左右されてしまう、非常に重要な案件だと思います。

(令和4年2月13日)

【お返事】

5歳から11歳までの新型コロナウイルスワクチン接種は、国からの法定受託事務として、厚生労働大臣の指示のもとに実施するものです。

接種については、あくまでも接種を受けるお子さんの保護者の意思が尊重されるものであり、努力義務が課されるものではありません。接種を希望する方のために接種機会を設けるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：新型コロナワクチン接種対策室)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇市民病院皮膚科の常勤医師確保について

【ご意見・ご提案など】

市民病院皮膚科の常勤医師確保についてのお願いです。

現在は、非常勤医で休みの日が多くて困っています。ぜひ、常勤医の確保・配置ができますよう、よろしく願います。

(令和4年2月14日)

【お返事】

皮膚科の常勤医不足により、診察時にご不便をおかけしていることにつきまして、お詫び申し上げます。

常勤医については、皮膚科以外にも、内科や整形外科、外科など、常勤医がいても医師数が不足しています。非常勤医に頼りながら診療を行っている科も含め、開院以来、医師確保に努めているところですが、新たな常勤医の確保は簡単ではない状況にあります。

人口10万人当たりの医師数は、新潟県が全国で38位、県内では魚沼地域が最下位となっており、このような地域性から見ても、医師の確保が難しい地域となっています。

市としても、医師確保は市民の健康と安心を支える上で大きな課題であると捉え、寄附講座の拡充など、力を注いでいるところです。皮膚科の医師ではありませんが、寄附講座により、令和4年4月から新たに循環器内科の医師1名から常勤医として勤務いただく予定となっています。

皮膚科を含め、今後も市民から医療需要のある診療科の常勤医確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(担当：市民病院庶務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇コロナ感染者急増にあたり早急な対策を

【ご意見・ご提案など】

コロナ感染者が毎日、毎日増え続けています。そして10才前後、乳幼児などの子どもたちに広がる今、学校等の休校は考えては、いけないのでしょうか？

毎日、毎日、感染に対する恐怖を感じ不安に怯えながら過ごしています。これは、皆さんそうだとは思いますが、たまらない不安な日々がずっとずっと続き、心が壊れそうになります。

なんとか国、県の方針等を伺い従うことも大切だと思いますが、今は市民のために、何か対策を早急にとることが必要なのではないのでしょうか？

そして、「これ以上感染者を増やさない！」「医療逼迫を起こさない！」まずは、これを考え、早急な対策をお願いいたします。

(令和4年2月16日)

【お返事】

市立学校関係の休校措置につきましては、感染者が確認された学校での活動状況を調査し、必要な範囲と期間で実施しています。児童生徒の学習の機会を保障すると同時に、安全も確保できるよう対策を徹底してまいります。

市民の皆さんへの対応としましては、新型コロナワクチン接種の3回目接種について、日時・会場を指定して、1月からは個別接種を、2月からは集団接種を開始し、接種の加速化に取り組んでいます。

今後も、感染者を増やさない、医療のひっ迫を防ぐためにも、市民の皆さまからも引き続き、感染予防（三密を避ける、マスク着用、換気、手指消毒等）をお願いいたします。

(担当：保健課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇ワクチン接種者に配布の温泉クーポンについて

【ご意見・ご提案など】

ワクチン接種者に配布されるクーポンの期間延長を懇願します。期間が短いです。

(令和4年2月18日)

【お返事】

温泉利用券につきましては、市内温泉入浴施設の支援を目的として、昨年5月からコロナワクチン接種者を対象に配布を始めたものです。現在、市内のワクチン接種率(2回接種)は約90%となり、温泉利用券も一定程度使用されているため、当初の目的を達成しつつあると考えています。

多くの皆さんから温泉利用券を使っていたきたいのですが、使用期限をご案内した上で配布してきたことから、期限の延長はしない方針です。

なお、医療機関等で個別接種を受けた方については、当市が接種した方を把握するまでに時間を要することから、2月以降に配布する温泉利用券については、期限が迫ってからの配布となってしまうため、使用期限をあらかじめ3月31日まで延長した上で配布を行っています。

このたびは、ご要望にお応えできず誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(担当：企画政策課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇塩沢庁舎のチャイムについて

【ご意見・ご提案など】

塩沢庁舎のチャイムはどのようにやめたのか。とてもよかったのに。コロナでさみしくなった街が余計にさみしく感じる。午前6時、正午、午後5時の3回のチャイムを鳴らして欲しい。

(令和4年2月25日)

【お返事】

塩沢庁舎のチャイムは、午前6時については、周辺住民より就寝の妨げになるなどの苦情が寄せられたことから、市報(令和2年3月15日号)に掲載して周知を行い、令和2年4月1日に廃止しました

また、正午と午後5時のチャイムについては、周辺住民より音が大きく、乳幼児が驚くため配慮してほしい旨のご意見があったことから、音量を制限した中で継続しているところです。

チャイムについては、さまざまなご意見がある中で、現在の対応としております。ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：塩沢市民センター)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658